

～ 第24回まちづくり協議会の内容 ～

日 時 令和7年6月21日(土)
10:00～11:30
場 所 ふれあいプラザさくら
参加人数 10名



意見交換の主な内容

防災イベントの企画内容について

親子連れの若い世代に参加してもらえるイベントが良い。

防災知識を学びながらポイントを集めるスタンプラリーなど、楽しめる要素が必要である。

防災関連の事業は小学校・中学校を含めた地域全体で行っていき、市と自治会の協働で事業を進めていきたい。

自治会の防災関連行事と共同開催が良いのではないかな。

自助・共助・公助について

自助・共助については、住民が日常生活のなかで考え、意識づけていくことが大切である。

住民が地域の特徴を踏まえた独自の自助・共助について考えたうえで、行政に協力を要請するなど、地域の自主防災意識・活動を作り上げていく必要がある。

川口市からのお知らせ ～案の縦覧について～

都市計画法に基づき、都市計画の変更に係る案の縦覧を下記のとおり行います。併せて、市ホームページにも掲載いたします。ご意見等のある方は、下記の意見書提出期間に市長宛てに意見書を提出することができます。

縦 覧 日 時 令和7年9月4日(木)～9月18日(木)
意見書提出期間 令和7年9月4日(木)～9月18日(木)
時 間 8:30～17:15(窓口は土日祝を除く)
縦覧場所及び意見書の提出先 川口市 都市整備部 再開発課

【お問い合わせ先】
川口市 都市整備部 再開発課(鳩ヶ谷庁舎2階)
TEL: 048-280-1220(直通) FAX: 048-285-2002
桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会に参加希望の方はご連絡ください。

桜町のまちづくりの記録を
市のホームページで紹介しています!

桜町まちづくり 検索

桜町3・4丁目及び周辺地区

No. 29

まちづくりニュース



発 行: 桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会
川口市 都市整備部 再開発課
編集協力: (株)地域計画連合

令和7年度の協議会がスタートしました

桜町3・4丁目及び周辺地区では、「緑豊かで住民が集え、安全・安心に暮らし続けられるまち」を目標に、地区の課題である密集市街地の改善に向けた検討を行っています。

第24回まちづくり協議会では、協議会によるまちづくりルールの検討がひと段落したことを受けて、今後の活動内容について意見交換しました。自助対策の重要性が高まっていることから、防災イベントの開催に向けて議論を行いました。詳細は裏面をご確認ください。

防災コラム ～自助・共助・公助による防災対策～

防災の考え方として、自助・共助・公助の3つの連携が円滑なほど、災害の被害が軽減されると言われています。

「自助」: 一人ひとりが自ら取り組むこと

「共助」: 地域や身近にいる人同士が取り組むこと

「公助」: 国や地方公共団体などが取り組むこと

食糧、備蓄品の確保
ハザードマップの確認等

自助

防災訓練
防災マップの作成等

共助

道路整備
災害時の救助等

公助

～家庭でできる自助対策～

災害時の家庭の備えの確認しよう!

川口市では、市民自らが
最低3日間、推奨1週間分の
備蓄を目標としています。
生命維持に必要な水の量の
目安は、1人につき1日
3リットルになります。



あなたのおうちの非常食 購入したのはいつですか?

非常食の賞味期限の目安は以下の通りです

- 飲料水: 5～10年
 - アルファ化米: 3～7年
 - 缶詰: 2～3年
- 非常食を日常使いしながら定期的に買い替えることを、ローリングストックといいます!

ご家庭の備蓄を確認してみましょう!

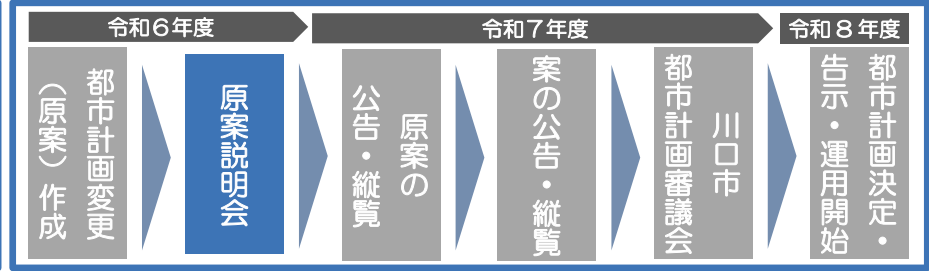


桜町 3・4 丁目及び周辺地区の都市計画変更（原案）に関する説明会を実施しました

開催概要

開催日：令和7年3月 9日（2回実施）
令和7年3月10日（1回実施）
開催場所：ふれあいプラザさくら 2階多目的室
参加人数：計 43 名

都市計画変更のスケジュール



都市計画変更（原案）の内容

① 建築物の容積率の最高限度

A 地区・B 地区の容積率の最高限度を 100%から 120%に緩和する。

	【A地区】 第一種低層住居 専用地域	【B地区】 第二種低層住居 専用地域	【C地区】 第一種中高層 住居専用地域	【D地区】 第一種住居地域
変更前	100%	100%	200%	200%
変更後	120% 緩和	120% 緩和	200% 変更なし	200% 変更なし

※容積率とは、敷地面積に対する延床面積の割合をいう

② 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

建築物等は、刺激的な色彩及び装飾を避け、周辺の環境に配慮したものとする。

③ 壁面の位置の制限

建築物（建築物に附属する屋根・柱のみで構成される自動車庫及び自転車駐輪場を除く）の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（水路、公園、広場その他これらに類するものを除く。）までの距離は 0.6m 以上でなければならない。

④ 準防火地域の指定

準防火地域に指定する。

※準防火地域に指定されると、建築物の規模や階数に応じて、一定の耐火性能や防火性能が義務付けられます。

延べ面積 階	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
4階以上			
3階		耐火建築物、準耐火建築物等	耐火建築物等
2階以下		防火措置した建築物	

建築物には火災に強い構造や性能が求められます。
例：防火戸、防火壁、網入りガラス等

⑤ 建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積の最低限度は 100㎡とする。

ただし、以下の場合は建築可能とする。

(1) 現在の建築物の敷地が 100㎡未満の場合
(2) 駐車場など、現在は建築物の敷地として使われていない 100㎡未満の土地で建築する場合

⑥ 垣又はさくの構造の制限

道路に面する側に垣又はさくを設ける場合は、防犯・防災や交通安全、景観に配慮した構造とし、次のいずれかに該当するものとする。ただし、門柱、門扉等についてはこの限りでない。

(1) 生垣
(2) 軽量なフェンス等で作られたもので、敷地地盤面からの高さは 1.5m以下とする。（基礎の高さは 0.6m以下とする。）

⑦ 地区施設（道路）の指定

住宅市街地整備計画において主要区画道路【優先整備路線】に位置付けられている B 路線・E 路線を地区施設に指定する。

地区整備計画区域
地区施設（道路）（幅員 6m 以上）

原案説明会で挙げられたご意見

建替について

道路整備によって敷地が削られると敷地面積が 100㎡未満になることが考えられます。その場合は建替えることができないのでしょうか。

敷地の一部を道路用地として提供いただくことで敷地面積が 100㎡未満となった場合は、建替えることは可能です。

道路整備について

住宅市街地整備計画で主要区画道路に位置付けられた 6 路線は、今後どのように整備を進めるのでしょうか。

まずは優先整備路線である B 路線・E 路線の整備を進めていきます。